証券コード　369A
2026年11月10日

株　主　各　位

東京都千代田区神田錦町三丁目21番
株　式　会　社　エ　ー　タ　イ
代表取締役社長　樺　山　玄　基

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://a-tie.co.jp/ir/stock/meeting/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エータイ」又は「コード」に当社証券コード「369A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月24日（火曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月25日（水曜日）午前10時

2．場　　所　東京都千代田区神田錦町三丁目22番
テラススクエア3階
TKPガーデンシティPREMIUM神保町「プレミアムボールルーム」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第22期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役４名選任の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

（2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

（3）インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

（4）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

～～～

議決権行使のご案内

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法にて議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。



ご出席の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 **2026年11月25日（水曜日）午前10時（受付開始時刻　午前９時30分）**



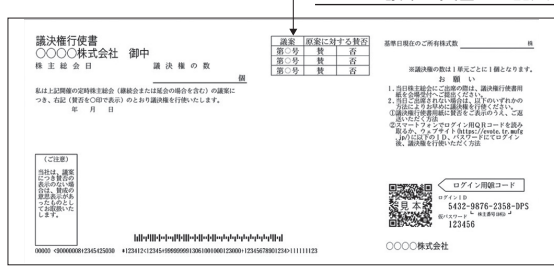
書面による行使

郵送（書面）により議決権の行使をお願い申し上げます。
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するよう折り返しご返送ください。なお、議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
※同封の「議決権行使・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限 **2026年11月24日（火曜日）午後６時必着**

議決権行使書のご記入方法

こちらに議案の賛否をご記入ください。



賛成の場合
→「賛」を〇で囲んでください。

否認する場合
→「否」を〇で囲んでください。

一部の候補者を否認する場合
→「賛」を〇で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。



インターネット等による行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

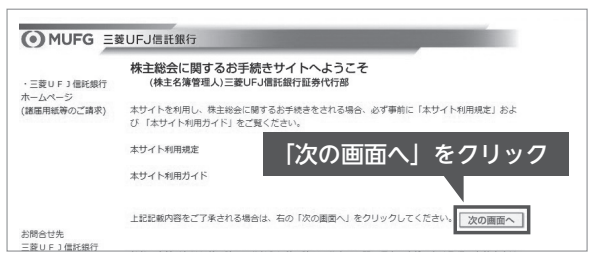
行使期限 **2026年11月24日（火曜日）午後６時**

※インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

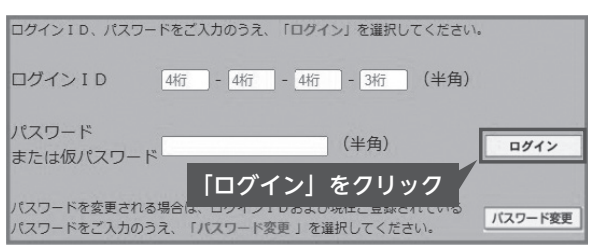
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

https://evote.tr.mufg.jp/

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第22期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金40.00円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は169,860,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年11月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

選定できる役付取締役を整理し、第25条第1項を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役及び役付取締役） 第25条　当会社は、取締役社長１名を、必要に応じて取締役会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。 2　取締役社長は、当会社を代表する。 3　取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第25条　当会社は、取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長及びその他の役付取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。 2　取締役社長は、当会社を代表する。 3　取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

第３号議案　取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役４名は任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、役員として相応しい人格・倫理観に加え、関連する業界ならびに当社事業内容の理解、経営に関する客観的判断力・洞察力・先見性、遵法精神等に鑑み選定しております。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(千株)
1	かばやま　げんき 樺　山　玄　基 (1984年５月２日生)	2011年９月　㈱永代供養墓普及会 入社 2017年８月　㈱エージーアイ取締役 2017年８月　㈱日本クレーベスト(現　当社)取締役 2017年９月　㈱日本クレーベスト(現　当社)常務取締役 2018年８月　㈱日本クレーベスト(現　当社)代表取締役副社長 2019年７月　当社代表取締役社長(現任)	280
2	たなか　ゆうじ 田　中　佑　治 (1987年５月９日生)	2011年２月　有限責任あずさ監査法人入所 2018年７月　㈱日本クレーベスト(現　当社)監査役 2019年７月　当社取締役経営企画室長 2020年９月　当社取締役管理部管掌 2026年３月　当社取締役管理部・寺院開発部・永代供養営業部・マーケティング部管掌 2026年３月　㈱クラス社外監査役(現任) 2026年９月　当社取締役(現任)管理部・経営企画部・寺院開発部・永代供養営業部・マーケティング部管掌	―

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (千株)
3	みのも　　せいこ 蓑　毛　誠　子 (戸籍名：前澤 誠子) (1971年５月９日生)	1997年４月　本間・小松法律事務所(現本間合同法律事務所)入所 2001年６月　米国ニューヨーク州弁護士登録 2004年４月　本間・小松法律事務所(現本間合同法律事務所) パートナー弁護士(現任) 2018年11月　当社社外取締役(現任) 2019年６月　㈱ミマキエンジニアリング取締役 2021年６月　㈱ミマキエンジニアリング社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年８月　㈱ヒューマンテクノロジーズ社外監査役(現任)	―
4	いしかわ　だいすけ 石　川　大　祐 (1980年４月12日生)	2005年12月　有限責任あずさ監査法人入所 2015年７月　石川公認会計士事務所代表(現任) 2015年９月　㈱アンドビー代表取締役(現任) 2016年６月　㈱アカツキ監査役 2018年４月　㈱ヤプリ社外監査役(現任) 2024年11月　当社社外取締役(現任)	―

(注)

1．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2．蓑毛誠子（戸籍上氏名:前澤誠子）氏及び石川大祐氏は、社外取締役候補者であります。

3．蓑毛誠子氏は、旧姓を日本弁護士連合会に届け出ることにより職務上の氏名として使用しております。

4．蓑毛誠子氏は、弁護士資格を有し、法律・コンプライアンスに関する豊かな経験と見識を有しています。当社におけるコンプライアンス経営の推進に関する指導・助言をお願いす

るものであります。

5．石川大祐氏は、公認会計士資格を有し、株式会社アンドビーにて上場企業支援を多数携わり、豊富な経験と知識を有しています。当社における経営管理体制全般に関する指導・助言をお願いするものであります。

6．社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数
蓑毛誠子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。
石川大祐氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

7. 当社は、蓑毛誠子氏及び石川大祐氏の両氏との間で会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案をご承認いただいた場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とします。

8．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

9．当社は、蓑毛誠子氏及び石川大祐氏の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以上

事　業　報　告

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

1．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や、個人消費・設備投資の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、物価高による生活コストの増大や、為替相場・金融資本市場の変動など、先行きについては依然として不透明な状況が続きました。

当社グループが関連する葬送・供養業界におきましては、少子高齢化や世帯の小規模化、あるいは価値観や生活様式の変化を背景に、継承者を必要としない永代供養墓や樹木葬へのニーズが引き続き拡大傾向にありました。また、後継者不足等に伴って「墓じまい（改葬）」が増加する一方で、寺院においては収益基盤の再構築のための取組みがより活発化するなど、当社の事業領域における需要は堅調に推移いたしました。ただし、建築資材や石材等の調達コストは増大しているとともに、工事費や人件費も上昇傾向にあるなど、収益面においては環境変化への適切な対応が求められる状況となっております。

このような環境のもと、当社では広告費を中心としたコスト管理の徹底と、集客の効率化による売上の拡大に注力してまいりました。事業年度初に、当社への認知獲得を目的としたマス広告を展開したこともあって、一時的に費用が増加し、利益が縮小しましたが、年度中盤以降は集客に繋がる広告宣伝に特化して費用効率の改善に努め、結果として期初計画を上回る売上高と営業利益を確保いたしました。

集客の効率化については、自社HPの強化を図ってまいりました。当社にとって外部ポータルサイトも重要な集客チャネルではありますが、自社HPは顧客の動向により臨機応変な対応が可能となります。日頃から機動的にPDCAを回し、適時にHPの運用修正を繰り返すなどして、継続的に費用対効果の改善を重ねております。加えて、年度中盤以降、集客しやすい寺院の開発・提携にも注力しました。より大きな売上を期待できる寺院と優先的に提携・開苑することは、集客の効率化にも資するものと考えております。

この結果、当事業年度の売上高は3,440,171千円（前事業年度比17.4％増）、営業利益は867,258千円（前事業年度比21.6％増）、経常利益は921,639千円（前事業年度比30.6％増）、当期純利益は574,893千円（前事業年度比25.7％増）となりました。

なお、当社は永代供養墓募集代行業務及びそれに附帯する関連サービスを提供する寺院コンサルティング事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載をしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は34,028千円で、その主なものは、提携寺院に設置する永代供養墓募集代行業務を行う建物等であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、新株予約権（ストック・オプション）の行使によって総額3,012千円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 19 期 (2023年8月期)	第 20 期 (2024年8月期)	第 21 期 (2025年8月期)	第 22 期 (当事業年度) (2026年8月期)
売上高 (百万円)	1,928	2,376	2,929	3,440
経常利益 (百万円)	407	507	705	921
当期純利益 (百万円)	275	297	457	574
1株当たり当期純利益 (円)	68.97	74.34	113.22	135.60
総資産 (百万円)	2,657	3,272	3,881	4,213
純資産 (百万円)	2,239	2,536	3,162	3,430
1株当たり純資産 (円)	559.79	634.13	747.35	807.92

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2．1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の事業環境におきましては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）出生中位（死亡中位）推計」によれば、国内の年間死亡数予想は2040年まで緩やかに増加していき1,665千人になると推計されている一方で、国内の年間出生数予想は2040年には718千人にまで減少の傾向を辿ると推計されています。こうした人口構造の変化に加え、単身世帯の増加や世帯の小規模化が進んだことで、従来の家族や血縁関係を前提とした生活や供養の在り方が変化しております。

これに伴い、従来型のお墓につきましては、将来にわたる維持管理の負担や、親族等による継承の難しさが顕在化してきており、新しくお墓を求める際にも、将来の承継に対する不安から従来型の購入をためらう傾向が強まっております。その結果、お墓の承継者がいない中高年層を中心に生前での永代供養墓の購入が進んでおり、当社が企画提案する永代供養墓の潜在需要は今後ますます高まるものと見込んでおります。

このような事業環境のもと、当社はさらなる飛躍と持続的な企業価値の向上を目指し、

2027年８月期を初年度とする３ヵ年の中期経営計画「A-tie Plan 2029」ならびに長期ビジョン「A-tie Vision 2035」を策定いたしました。

長期ビジョンにおいては、2035年頃のありたい姿として「お墓といえばエータイの認知獲得」と「寺院の地域創生プラットフォーム化の促進」を掲げています。地域創生プラットフォームとは、寺院を地域社会に開放して人々が集う拠り所とし、おひとり様シニアを含む周辺住民の支援や地域の活性化を図る取り組みです。当社は、これらの取組みによって寺院とともに成長し、「安心とワクワクで満たすサービスを提供」することで、「ポジティブな超高齢社会の創造」に貢献する企業を目指しています。

この長期ビジョンをバックキャストして策定したのが、2027年８月期から始まる中期経営計画「A-tie Plan 2029」です。この３年間の計画期間においては、長期ビジョンの達成に向けた「成長のための基盤固め期」として推進いたします。

今後、既存の永代供養墓事業における持続的な成長と、寺院や地域社会の課題解決を起点とした新規周辺事業の立ち上げを両輪として展開していくに当たり、当社は以下の課題に優先して取り組んでまいります。

１．永代供養墓事業に関する課題

永代供養墓の供給能力をより一層高めるとともに、販売能力の抜本的な強化を並行して進めていきます。供給については、より売上期待の高い寺院の開拓・提携を通じたドミナント展開（１都３県への注力等）を目指していきます。販売面では、多様化するユーザーニーズに基づいた品揃えを図るとともに、機動的な価格設定の導入、新たな販売ルートの開発などを実施します。主な施策は以下のとおりです。

・AIを活用した寺院開拓基準の引上げと、販売好調な既存寺院における墓増設の促進
・自社HPの改善と顧客・法人からの紹介ルート強化による、広告費用対効果の最適化
・１都３県以外の地域を中心として、地元の事業主体との協働による販売体制の構築
・機会損失を防ぐ24時間365日対応の「ネット完結型販売ルート」の新設
・在留外国人向けの受け入れ開始や、都心寺院での「位牌参拝」など新形態の提供
・全国一律価格から、地域特性や競合環境を踏まえた「エリア別・寺院別の適正価格」への転換

２．周辺事業に関する課題

寺院が抱える日常的なお困りごとを解決して事業化・ストック収入化を進めるとともに、

寺院の保有資産を有効活用して周辺住民の人流を創出し、寺院を中心とした循環型経済圏の構築に着手します。主な施策は以下のとおりです。

・広大な墓域の清掃・管理業務の受託や、他者設置墓の販売代行の事業化
・寺院を地域に開放し、高齢者等が集う「テラ・ラウンジ」の運営やイベントの開催
・周辺商店街等と連携した地域共通ポイント「まいる日」の導入による経済圏の試行
・「おひとり様シニア」に対する生前の生活支援から死後供養までを一貫サポートする体制の準備

3．組織／体制に関する課題

上場を経て拡大する事業規模に相応しい組織・体制の構築と、将来のより広範な事業展開に向けた準備を進めます。主な施策は以下のとおりです。

・営業管理体制の最適化およびマーケティング部門の拡充
・管理部門の細分化・専門化によるコーポレート機能の強化
・専門の「AI推進組織」の設置と、断片的なAI利用から全社戦略レベルへの統合

4．制度／人材等に関する課題

将来の成長を牽引する高付加価値人材を確保するとともに、事業拡大に伴うリスクに対応すべく、より強固なガバナンスを効かせた制度・体制へと移行します。主な施策は以下のとおりです。

・高度専門人材を確保するための「ジョブ型雇用」の導入
・挑戦意欲を後押しする成果主義の徹底と、メリハリの効いた報酬体系の構築
・社内業務へのAIエージェント実装を通じた、社員の業務負担軽減と生産性向上
・新たな事業領域（シニア支援等）の拡大を見据えた、内部統制およびコンプライアンス管理（倫理的ガバナンス）の徹底

(5) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

事業区分	事業内容
寺院コンサルティング事業	永代供養墓募集代行業務

(6) 主要な営業所及び工場（2026年8月31日現在）

本社	東京都千代田区

(7) 使用人の状況（2026年８月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
55（90）人	一名（12名増）	40.6歳	5.0年	7,347,013円

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。当社は寺院コンサルティング事業の単一セグメントであり、セグメント別の従業員数を記載しておりません。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2026年８月31日現在）

（1）発行可能株式総数 16,000,000株

（2）発行済株式の総数 4,246,500株

（3）株主数 3,420名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社エージーアイ	1,450,000 株	34.15%
樺山伸一	859,400	20.24
樺山玄基	280,000	6.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	130,800	3.08
楽天証券株式会社共有口	115,800	2.73
寺田英司	107,500	2.53
野村信託銀行株式会社（投信口）	97,000	2.28
竹内弘樹	42,000	0.99
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	19,100	0.45
池森ベンチャーサポート合同会社	15,400	0.36

（注）１．当社は、自己株式を保有しておりません。
２．持株比率は、小数点第３位以下を四捨五入しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要な項目

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		2019年７月25日	2020年３月17日
新株予約権の数		9,000個	5,875個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式（注）１　18,000株	普通株式（注）１　11,750株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　364円 （１株当たり　182円）	新株予約権１個当たり　584円 （１株当たり　292円）
権利行使期間		2021年７月26日から 2029年７月25日まで	2022年９月１日から 2030年８月31日まで
行使の条件		（注）２、３、４	（注）２、３、４
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　5,875個 目的となる株式数　11,750株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　9,000個 目的となる株式数　18,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）１．2021年４月２日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

２．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければなりません。ただし、取締役会が正当な理由であると認めた場合は、この限りではありません。

３．当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されている必要があります。

４．上記以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとします。

		第４回新株予約権
発行決議日		2024年４月15日
新株予約権の数		2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　2,500株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　1,316円 （１株当たり　1,316円）
権利行使期間		2026年４月16日から 2034年４月15日まで
行使の条件		（注）１、２、３
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　2,500個 目的となる株式数　2,500株 保有者数　１名

（注）１．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければなりません。ただし、取締役会が正当な理由であると認めた場合は、この限りではありません。
２．当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されている必要があります。
３．上記以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとします。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	樺　山　玄　基	株式会社エージーアイ　取締役
取　締　役	田　中　佑　治	管理部・寺院開発部・永代供養営業部・マーケティング部管掌 株式会社クラス 社外監査役
取　締　役	蓑　毛　誠　子 （現姓：前澤）	本間合同法律事務所　パートナー弁護士 株式会社ミマキエンジニアリング　社外取締役（監査等委員） 株式会社ヒューマンテクノロジーズ　社外監査役
取　締　役	石　川　大　祐	石川公認会計士事務所　代表 株式会社アンドビー　代表取締役 株式会社ヤプリ　社外監査役
常勤監査役	細　矢　祐　輔	
監　査　役	森　　英　之	森公認会計士事務所　代表 株式会社カンズ　代表取締役 協同組合経営情報システムズ　理事
監　査　役	髙　橋　壮　介	かなめ総合法律事務所　代表 株式会社JQ　社外取締役 いちご投資顧問株式会社　社外取締役 株式会社リアライズコーポレーション　社外取締役 株式会社リアライズ証券　社外取締役 株式会社EPG　社外監査役 株式会社エフ・コード　社外取締役（監査等委員）

（注）１．取締役蓑毛誠子氏及び取締役石川大祐氏は、社外取締役であります。
２．監査役森英之氏及び監査役髙橋壮介氏は、社外監査役であります。
３．取締役蓑毛誠子氏及び監査役髙橋壮介氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する豊富な知見と経験を有しております。
４．取締役石川大祐氏及び監査役森英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、取締役蓑毛誠子氏、取締役石川大祐氏及び監査役髙橋壮介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役蓑毛誠子氏、取締役石川大祐氏、監査役細矢祐輔氏、監査役森英之氏及び監査役髙橋壮介氏につきましては、会社法第425条第１項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、会計監査人及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずるおそれのある損害を当該保険契約によって保険会社が塡補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、免責額等の免責事由が定められています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	84百万円 (6)	84百万円 (6)	－	－	4名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16 (9)	16 (9)	－	－	3 (2)
合計 (うち社外役員)	100 (15)	100 (15)	－	－	7 (4)

② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	上限の額	株主総会決議	株主総会決議時点の対象者の員数
取締役	金銭報酬	年額200百万円以内（ただし、使用権兼務取締役の使用人分給与は含まない）	2019年７月１日開催の臨時株主総会	５名（うち社外取締役は３名）
監査役	金銭報酬	年額50百万円以内	2019年11月26日開催の第15期定時株主総会	３名（うち社外監査役２名）

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年12月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ．基本方針

株主総会で決議された報酬総額の範囲において、各取締役の個別の役員報酬は「代表取締役に一任」して決定されております。

ロ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役会は、代表取締役社長樺山玄基氏に対し各取締役の個別の役員報酬の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役の担当職務、会社業績、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには、それらを最もよく把握している代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ハ．上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

④　当事業年度に支払った役員退職慰労金

当事業年度に支払った役員退職慰労金はございません。

⑤　社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役蓑毛誠子氏は、本間合同法律事務所パートナー弁護士、株式会社ミマキエンジニアリングの社外取締役（監査等委員)、株式会社ヒューマンテクノロジーズの社外監査役であります。株式会社ヒューマンテクノロジーズと当社との間には勤怠管理システムに関する取引関係がありますが、本間合同法律事務所及び株式会社ミマキエンジニアリングと当社との間には特別の関係はありません。

・取締役石川大祐氏は、石川公認会計士事務所代表、株式会社アンドビーの代表取締役及び株式会社ヤプリの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役森英之氏は、森公認会計士事務所代表、株式会社カンズの代表取締役及び協同組合経営情報システムズの理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役髙橋壮介氏は、かなめ総合法律事務所代表、株式会社ＪＱの社外取締役、いちご投資顧問株式会社の社外取締役、株式会社リアライズコーポレーションの社外取締役、株式会社リアライズ証券の社外取締役、株式会社EPGの社外監査役及び株式会社エフ・コードの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 蓑毛誠子	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業法務について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員として、当事業年度に開催された委員会６回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 石川大祐	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員として、当事業年度に開催された委員会６回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 森英之	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 髙橋壮介	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。また、指名報酬委員として、当事業年度に開催された委員会６回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

5．会計監査人の状況

（1）名称　　和泉監査法人

（2）報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役は、法令、定款、株主総会決議及び「取締役会規程」等に従い、取締役会を毎月１回以上開催して経営に関する重要事項を審議・決定しております。

ロ．取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督しております。

ハ．取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っております。

ニ．監査役は監査役会で定めた監査方針・計画のもと、取締役会に出席し、各取締役及び使用人から取締役の職務執行に関する情報を聴収し、職務執行が適法かつ適正に行われているかどうかの監査を行っております。

ホ．当社は、反社会的勢力対策規程に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求に対しては断固として応じないことを基本方針としております。この基本方針を取締役及び使用人に周知徹底し、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、保存及び管理し、取締役、監査役及び内部監査担当者が随時閲覧できる体制を整備しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関しては、リスク管理規程に基づき、当社における業務を遂行する上でのリスクを分析、識別及び予見するため、リスク管理委員会を開催しております。リスク管理委員会は、代表取締役社長が議長を務め、常勤役員及びその他従業員で構成され、開催頻度は３ヵ月に１回開催し、リスクに迅速に対応する体制を整備しております。

また、経営会議等の会議体において重要事項を適時に共有し、リスクへの対応を迅速に行う体制を構築し、内部監査担当者による内部監査が、リスクを早期に識別し解消を図るための自浄作用の機能を果たしております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、稟議規程、決裁権限規程、業務分掌規程等により取締役の権限と責任や重要会議体への報告義務を負う範囲等を明確化し、取締役の職務の執行が効率的に行われるように職務を分掌しております。重要事項につきましては、毎月、取締役会の前に開催される経営会議において審議することで、取締役会における迅速かつ適正な意思決定を可能とする体制としております。

⑤　当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役が使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役と協議のうえで当該使用人を配置できるものとしております。

当該使用人の取締役からの独立性に関する事項については、当該使用人の監査役補助業務には監査役の指揮命令系統下に入るものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。

当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項については、当該使用人は、監査役からの指名により決定し、当該使用人の人事異動及び考課は監査役の同意を要することとしております。

⑦　監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告しております。また、常勤監査役は毎月開催される経営会議及び取締役会に出席することにより、取締役及び使用人が重要な事項を報告することができる体制を整備しております。

ロ．子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

該当事項はありません。

⑧　上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告した者に対する不利な取り扱いを禁止しております。また、「公益通報者保護規程」において、通報又は相談した者に対して、そのことを理由として不利益な取り扱いを行ってはいけないこと、誰が通報又は相談を行ったかを探索してはいけないことを定めております。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理し、法令等の定めに従い適切に処理いたします。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役（必要に応じて、他の取締役）と適宜会合を持ち、意思の疎通及び意見交換を行う体制を整備しております。

ロ．監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める体制を整備しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当事業年度において取締役会を15回開催しており、経営上の意思決定を行っております。取締役は法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程やその他の社内規程に従い行動するよう徹底しております。また、取締役及び従業員の職務権限を明確にし、権限委譲を適切に図り、取締役の職務の効率性を確保しております。取締役会で決議した中期経営計画に基づき業務運営を行っております。

② 監査役会の監査

当事業年度において監査役会を16回開催し、監査役相互による意見交換が行われております。監査役会は、内部監査及び会計監査人との間で定期的に情報交換を行い、内部統制システムの構築・運用状況の監査を行うことにより、取締役の職務執行について監査を行っております。

③ 内部監査

代表取締役が承認し、取締役会に報告した内部監査計画に従って監査を実施しております。内部監査担当者は、全部門を対象として内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門等に要改善事項の指示を行っております。

④ 内部統制システム

内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に評価を実施し、必要に応じて改善を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

7．会社の支配に関する基本方針

現時点において特段の定めはありません。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務の健全性と収益の安定性を維持・確保することを前提として、事業成長のための戦略的投資とのバランスを見極めながら、適切な株主還元を実施していくことを基本方針としております。また、配当政策については、配当性向50％程度を目安としております。

当該方針に基づき、2026年８月期の業績並びに昨今の市場動向を踏まえ、期末配当につきましては、１株当たり40円00銭とさせていただきました。

加えて、株主の皆様への一層の還元を図るべく、株主優待制度を導入し、総還元性向の向上に寄与しております。詳細につきましては、2026年５月20日公表の「株主優待制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,216,700**	**流動負債**	**647,562**
現金及び預金	2,164,619	買掛金	10,514
売掛金	12,185	リース債務	3,624
貯蔵品	14,853	未払金	175,620
前払費用	24,818	未払費用	30,810
その他	223	未払法人税等	208,703
固定資産	**1,996,399**	未払消費税等	66,258
有形固定資産	**42,145**	賞与引当金	116,829
建物	17,570	移設支援費用引当金	20,000
構築物	332	株主優待引当金	8,745
機械装置及び運搬具	749	その他	6,457
工具、器具及び備品	11,490	**固定負債**	**134,720**
リース資産	12,003	リース債務	11,660
無形固定資産	**7,478**	長期前受収益	9,058
ソフトウエア	2,629	長期預り金	101,494
ソフトウエア仮勘定	3,740	役員退職慰労引当金	12,506
リース資産	1,108	**負債合計**	**782,282**
投資その他の資産	**1,946,775**	(純資産の部)	
長期前払費用	1,642,696	**株主資本**	**3,430,817**
繰延税金資産	189,601	**資本金**	**165,598**
その他	114,478	**資本剰余金**	**145,598**
		資本準備金	145,598
		利益剰余金	**3,119,619**
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	3,114,619
		繰越利益剰余金	3,114,619
		純資産合計	**3,430,817**
資産合計	**4,213,100**	**負債純資産合計**	**4,213,100**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,440,171**
売上原価		**1,101,781**
売上総利益		**2,338,389**
販売費及び一般管理費		**1,471,130**
営業利益		**867,258**
営業外収益		
受取利息	4,922	
補助金収入	4	
還付加算金	83	
貸倒引当金戻入額	30,268	
受取和解金	18,527	
その他	679	54,484
営業外費用		
支払利息	42	
雑損失	61	103
経常利益		**921,639**
特別損失		
減損損失	110,305	110,305
税引前当期純利益		**811,334**
法人税、住民税及び事業税	286,128	
法人税等調整額	△49,688	236,440
当期純利益		**574,893**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	164,092	144,092	144,092	5,000	2,848,867	2,853,867	3,162,052	3,162,052
当期変動額								
新株の発行	1,506	1,506	1,506				3,012	3,012
剰余金の配当					△309,141	△309,141	△309,141	△309,141
当期純利益					574,893	574,893	574,893	574,893
当期変動額合計	1,506	1,506	1,506	－	265,752	265,752	268,764	268,764
当期末残高	165,598	145,598	145,598	5,000	3,114,619	3,119,619	3,430,817	3,430,817

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

・貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

・建物　　定額法
・構築物　　定額法
・機械装置及び運搬具　　定率法
・工具、器具及び備品　　定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2 年～24年
構築物	15年
機械装置及び運搬具	9 年
工具、器具及び備品	4 年～ 8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
・その他の無形固定資産　　定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

主として永代供養墓の建立費用であり、効果の及ぶ期間を見積り定額法（5年）を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度分を計上しております。
② 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、2021年２月16日の取締役会決議をもって役員退職慰労金の積立てを停止しており、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金の積立てを行っていた期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。
③ 移設支援費用引当金	提携していた寺院の墓地の移設に関する支援費用の支出に備えるため、支出の見込額を計上しております。
④ 株主優待引当金	株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

寺院コンサルティング事業は、寺院の委託により、永代供養墓の募集代行、販売代理代金回収業務及び墓地使用許可書の発行に関するサービスの提供が履行義務であり、使用許可書の発行が完了した一時点において、代理人取引として純額で収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．会計上の見積りに関する注記

1．寺院等に係る長期前払費用等の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

寺院等に係る長期前払費用等	1,660,872千円
当事業年度に計上した減損損失	110,305千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、管理会計上の単位である提携寺院を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングをしております。また、本社等の事務所については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。ただし、将来の収入の不確実性が高い資産グループに係る資産の帳簿価額の回収可能性については、使用価値を零とし、帳簿価額を減損損失として特別損失に計上することとしております。

② 主要な仮定

資産または資産グループごとの将来キャッシュ・フローを見積もるにあたっての主要な仮定は、将来の永代供養墓利用者の成約額や広告宣伝費、人件費等の予測であります。将来の永代供養墓利用者の成約額や広告宣伝費、人件費については、過去実績などをもとに見積っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、事業戦略の変更や経済的な外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	78,640千円

6. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度においては、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
埼玉県	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	38,243
神奈川県	事業用資産	建物 長期前払費用	30,998
熊本県	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	23,673
埼玉県	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	17,389

当社は、管理会計上の単位である提携寺院を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングをしております。また、本社等の事務所については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。ただし、将来の収入の不確実性が高い資産グループに係る資産の帳簿価額の回収可能性については、使用価値を零とし、帳簿価額を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度において営業活動から生じる利益が継続してマイナスとなっている、あるいは継続してマイナスとなる見込みの資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額110,305千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物1,307千円、工具、器具及び備品450千円及び長期前払費用108,547千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが、将来のキャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、帳簿価額全額を減損損失としており、割引計算は行っておりません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　4,246,500株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	194	46.00	2025年8月31日	2025年11月28日
2026年4月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	114	27.00	2026年2月28日	2026年5月8日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年11月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	169	40.00	2026年8月31日	2026年11月26日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　59,850株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は必要な資金を主に自己資金により賄っております。また、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されておりますが、個々の金額は少額であり、また、回収期間が短期間であることからリスクは限定的です。

営業債務である買掛金、未払金並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが１年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスク（支払期日に支払いを実現できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

営業債務である長期預り金は、顧客が「終活」の一環として没後の葬儀に備えて生前において準備し当社に預け入れた葬儀に関する費用の額であり、流動性リスク（支払期日に支払いを実現できなくなるリスク）に晒されております。

ファイナンス・リース取引に係る債務は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。リース債務の返済期間は最長で７年となっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

		貸借対照表計上額（*）	時　　価（*）	差額
①	リ　ー　ス　債　務	15,284　千円	14,561　千円	△723　千円

（*）１．現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

３．長期預り金（貸借対照表計上額101,494千円）については、葬儀の実施時期を合理的に見積もることが困難であるため、上記の表に含めておりません。

４．一年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(4) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
リース債務	－ 千円	14,561 千円	－ 千円	14,561 千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債務

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	10,336千円
減損損失	50,950千円
減価償却超過額	66,004千円
役員退職慰労引当金	3,942千円
賞与引当金	36,824千円
移設支援費用引当金	6,304千円
前受収益	2,855千円
その他	12,383千円
繰延税金資産合計	189,601千円
繰延税金資産の純額	189,601千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、寺院コンサルティング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、注記の記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

項目	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,953　千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,185　千円
契約負債（期首残高）	20,841　千円
契約負債（期末残高）	9,058　千円

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表において「売掛金」と表示しております。

契約負債は、顧客からの前受金であり、貸借対照表において前受金及び前受収益に計上しております。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、11,783千円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から当事業年度に認識した収益（主に取引価格の変動）の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

13. １株当たり情報に関する注記

（1） １株当たりの純資産額	807円92銭
（2） １株当たりの当期純利益	135円60銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月22日

株式会社エータイ
　取締役会　御中

和泉監査法人
東京都新宿区
代表社員 業務執行社員　公認会計士　石　田　真　也
業務執行社員　公認会計士　大　橋　徹　也

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エータイの2025年９月１日から2026年８月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月22日

株式会社エータイ　監査役会

常勤監査役　細　矢　祐　輔　㊞

社外監査役　森　　英　之　㊞

社外監査役　髙　橋　壮　介　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田錦町三丁目22番
テラススクエア　３階
TKPガーデンシティPREMIUM神保町
「プレミアムボールルーム」
TEL 03－6801－8461



交通　都営三田線・都営新宿線・
東京メトロ半蔵門線神保町駅　Ａ９出口より　徒歩約２分
東京メトロ東西線竹橋駅　３ｂ出口より　徒歩約５分

役員・運営スタッフはマスクを着用させていただく場合がございます。
予めご了承ください。